ごみ不法投棄対策の取組状況について

様式2-1

省庁等により地域において実際に行われている主な不法投棄対策 (平成18年度実施(若しくは実施予定)事業)

区分の内容

A:清掃·撤去活動、 B:監視パトロール、 C:住民啓発活動、

D:3Rの推進、 E:その他の不法投棄防止対策

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
1	農林水産省	Α	農林水産省	全国一斉海浜清掃旗揚げ式	7月17日	佐賀県唐津市	海の日に併せ、地元の協力の下、海浜清掃旗揚げ式を実施するとともに、海浜清掃を実施。	(社)海と渚環 境美化推進機 構
2	経済産業省	Α	スチール缶リ サイクル協会	清掃活動	5月8日 他2日	平塚市 他2か 所	神奈川県平塚市平塚ビーチパーク、長崎県長崎市出島周辺及び京都市京都駅八条口周辺に おいて、清掃活動を実施。平塚市は5月28日、長崎市は7月30日、京都市は9月12日に実施。	
3	経済産業省	Α	関連業界団体	清掃活動	通年	全国各地	環境保全を図ることを目的に市町村等が実施する清掃活動等の取組に対し、参加協力。	
4	国土交通省	A	国土交通省、 都道府県、市 町村、各高速 道路株式会社 等	平成18年度「道路ふれあい月間」	8月	全国	道路清掃(道路を利用している国民の方々が改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただくこと等を目的として、全国の道路管理者が主催し8月に各種運動を展開しているが、その一環で地域住民等が主体となり道路清掃をやっている事例がある。)	
5	国土交通省	A	国土交通省	ボランティア・サポート・プログラム	通年	全国の直轄管 理国道	住民グループ等(実施団体)と道路管理者、市町村(協力者)の三者間で協定を締結し、決められた一定区画の直轄管理国道において、道路の美化清掃等のボランティア活動を実施。	
6	国土交通省	Α	新潟港湾・空 港整備事務所 及び伏木富山 港湾事務所	一斉清掃活動	H18.6.19、 H18.6.23及 びH18.9.21	新潟西海 岸、 富山県 射水市	年一回 海水浴シーズン前に重機による海岸清掃を実施 道路(東西線)事業の請負者で構成する「富山新港建設工事安全協議会」が幹事となり、元 請、下請業者作業員、当事務所職員等により近隣に民家を有する作業現場周辺のゴミ掃除、草 刈り作業等の環境美化活動を実施。	新潟港西港 内の直轄事業 請負企業
7	国土交通省	A	四日市港湾事務所	川と海のクリーン大作戦	10月1日 (日)、10月22 日(日)	津松阪港、松 阪地区、三雲 地区、香良洲 地区	中部地方整備局と地元自治体と連携して住民に呼びかけを行い、海岸の一斉清掃活動を実施	
8	国土交通省	А	鹿児島港湾· 空港整備事務 所	職員による事務所周辺清掃活動	毎週水曜日	事務所周辺	毎週水曜日の勤務開始前に職員による事務所周辺(鹿児島港新港区)清掃活動を実施	
9	環境省	A	都道府県等、 関係団体	清掃活動への参加	通年	全国各地	都道府県等が実施する清掃活動に、地方環境事務所が参加。	環境省地方環 境事務所、都 道府県等、関 係団体
10	環境省	А	環境省地方環 境事務所等	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業	通年	全国各地	国立公園における、美化清掃や漂着ごみ回収等を実施。	
11	環境省	A	中部地方環境 事務所	サブレンジャー事業	7月~8月、10 月	石川県、福井県、岐阜県	白山国立公園を対象に、利用のピークにあわせ、パトロール、ゴミの清掃活動を実施。	

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
12	環境省	Α	吉野自然保護 官事務所	清掃活動	7月、10月	吉野熊野国立 公園大台ヶ原 管理計画区内	吉野熊野国立公園大台ヶ原管理計画区において、大台ヶ原地区パークボランティアの協力のもと、 道路脇に放棄されたタイヤ等を撤去	大台ヶ原地区 パークボラン ティア
13	環境省	A	高松事務所 他18か所	あじ水ぎわクリーン作戦	7月9日	高松市庵治町	高松市やNPO団体と連携して、瀬戸内海国立公園に隣接する高松市庵治町の海岸周辺の一 斉清掃活動を実施。	自治会、市民 団体等
14	環境省	Α	高松事務所 他9か所	高松エアポートクリーン作戦	1月28日	高松市香南町	高松市、高松事務所、NPO団体などと連携して、高松空港周辺の一斉清掃活動を実施。	自治会、市民 団体等
15	環境省	Α	高松事務所 他高松市等5 か所	屋島クリーン大作戦	3月4日	高松市屋島地 区	高松市やNPO団体と連携して瀬戸内海国立公園屋島地区周辺の一斉清掃活動を実施。	自治会、市民団体等
16	環境省	A	高松事務所 他9か所	クリーン・ウォークinしおのえ「不法 投棄撲滅ふれあいクリーン作戦」	3月18日	高松市塩江町	高松市、NPO団体などと連携して、高松市塩江町周辺の一斉清掃活動を実施。	自治会、市民 団体等
17	環境省	A	都道府県	自然公園における一斉の美化清掃 活動への参加	8月6日ほか	自然公園	8月第1日曜日を「自然公園クリーンデー」として、各都道府県等の協力を得て昭和58年より、自然公園の全国一斉の美化清掃運動を実施。【事例】「自然公園クリーンデー」の活動として、8月6日には「富士山クリーン作戦」が環境大臣出席のもと行われた。(主催者:富士山クリーン作戦山梨県実行委員会)	関係地元市町 村、NPO等
18	国土交通省	A、B	全ての河川・ ダム・海岸関 係事務所	河川·海岸巡視	通年		河川、海岸を日常的に巡視するとともに河川管理用カメラでも補助的に監視することで、不法投棄の抑止や不法投棄の早期発見と対応を実施。特に河川、海岸愛護月間(7月)中などに、直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体等と連携して不法投棄監視のパトロールを実施	直轄管理区域 等周辺の自治 体、市民団体 など
19	国土交通省	A、B	各高速道株式 会社	道路清掃活動、不法投棄注意看 板設置	通年	全国の高速道 路	・道路巡回等を実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障となる場合、巡回員により撤去、 又は、日常の維持作業での撤去・道路の機能及び美観の保持(ならびに沿道環境の保全)を目 的に道路清掃を清掃車、人力等により実施。	
20	国土交通省	A, B	新潟港湾·空 港整備事務所	港内パトロール	通年	新潟港西港区	職員による新潟港西港区内のパトロールを実施し、港内に不法投棄されたゴミを撤去処分した	
21	国土交通省	A、B	国土交通省東 京空港事務所 他20カ所	不法投棄物撤去	通年	管轄区域内	不審物等については、空港保安警備巡回パトロールにおいてチェックしており、不法投棄物を 発見した際には、空港事務所内担当部署または県や市等に連絡を行い、これを撤去している。 また、必要に応じ警告・禁止看板等を設置している。	
22	国土交通省	A、B、 C		直轄国道の維持管理 道路パトロール、 道路清掃、 不法投棄注意看板設置	通年	全国の直轄管 理国道	道路パトロールを実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障になる場合はパトロール員により撤去、又は、日常の維持作業の中で撤去。 道路の機能および美観の保持ならびに沿道環境の保全を目的に道路清掃を人力、清掃車等により実施。 頻繁にごみ不法投棄が為される道路敷地において、不法投棄防止の注意喚起看板等を設置。	住民グループ 等実施団体、 関係市町村
23	国土交通省	A、B、 C	各高速道株式 会社	高速道路高架下や敷地巡回による 監視	通年	全国の高速道 路	・定期的に沿道等から高速道路高架下や敷地内を巡回し、不法投棄状況の監視及び撤去活動を実施 ・高速道路区域内への不法投棄を未然防止するための注意看板等の設置	
24	農林水産省	A、B、 E	農林水産省	農地の違反転用への迅速な取り組 みの促進	通年	全国	農地に廃棄物を不法投棄するなどの違反事例等への一層の迅速な対応を促進するため、農地 パトロールによる違反転用の早期発見や、都道府県や関係機関との連携のもとに農業委員会が 立入調査を行うこと等について助言指導を図った。	

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
25	農林水産省	A、C	各森林管理署 等	「国民の森林(もり)」クリーン活動	主に7月	全国の国有林	全国の森林管理署等において、関係自治体やボランティア団体等と連携して、水源地や景勝地など地域との関わりの深い国有林で清掃活動を実施(118箇所、参加者26,291人)	関係自治体、 ボランティア団 体等
26	国土交通省	A、C	多〈の河川・ダ ム関係事務所	住民参加による清掃活動の実施や 普及啓発活動の実施	随時	直轄管理区域 内	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、住民参加による河川敷およびダム湖周辺の清掃活動を実施。また、住民に対して、不法投棄防止に向けて普及啓発するため、直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、ゴミの不法投棄場所などを示すマップ、パンフレット、ポスターなどを作成し、広報誌、新聞、ホームページ、警告看板、ケーブルテレビなどを通じて広く周知。特に河川愛護月間(7月)中には、大規模な河川清掃キャンペーン、駅前などで街頭キャンペーンを実施するとともに、「森と湖に親しむ旬間」(7月21日~31日)には、参加者への啓発活動を実施。	直轄管理区域 周辺の自治 体、市民団 体、学校など
27	国土交通省	A、C	金沢港湾·空 港整備事務所	わじまっこ海の見学会	7月下旬~8 月上旬の7日 程度	輪島港、七ツ島	輪島市内の小学生高学年を対象に輪島港および七ツ島の漂流・漂着ゴミの現状と回収・分別によるゴミの発生国調査を通して、海流や世界中が海でつながっていることを認識し、きれいな海と自然環境の大切さを勉強する環境体験学習を実施。	輪島市、クリーン・ビーチいし かわ実行委員 会
28	国土交通省	A、C	瀬戸内海の道ネットワーク推進協議会	リフレッシュ瀬戸内 海の健康診断	6月1日~7月 31日	瀬戸内海沿岸 (近畿·中国· 四国·九州地 方整備局管 内)		瀬戸内沿岸の 107市町村、 11府県、9国 土交通省支分部局、ボラン ティア団体等
29	国土交通省	A、C	国土交通省	河川、海岸愛護月間の実施	通年	全国各地	国民の共有財産である河川、海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、河川、海岸の愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開する。この運動の中で河川、海岸のゴミ関係の施策として・良好な河川、海岸の環境の創出のためのゴミの清掃等、・河川や海岸にゴミ等を投棄しないように呼びかけを行う等の啓発等の施策を推進している。	
30	環境省	A、C	(財)国立公園協会、(財)尾瀬自然保護団体、環境省	尾瀬ごみ持ち帰り運動	6月3日	尾瀬地域一帯	尾瀬地域において、活動員が利用者の求めに応じてゴミ袋を手渡すほか、主要ルートの山小屋 にポスター等を設置し、ごみ持ち帰りの実践を呼びかけている。	都道府県等、関係団体
31	国土交通省	A、E	全ての河川・ ダム関係事務 所	河川管理施設の維持管理と不法投 棄防止のための施設設置	通年		河川の維持管理の中で、橋脚に引っかかったゴミやダム、堰に貯まったゴミなど治水上支障となるゴミの回収を実施するとともに、不法投棄禁止看板や不法投棄を行う車両の進入防止柵などを設置。	
32	警察庁	В	都道府県警察	パトロール	通年	全国	廃棄物の不法投棄・不法焼却等の発見・検挙を目的に各種パトロールを実施。	
33	農林水産省	В	各森林管理署 等	不法投棄防止一斉パトロール	春期	全国の国有林	全国の森林管理署等において、不法投棄の懸念の大きい林道周辺や過去に不法投棄を発見 した箇所等を中心にパトロールを実施	
34	経済産業省	В	関連業界団体	不法投棄監視ボランティア支援事業(パトロールを含む)	通年	全国各地	地域住民等が自らの地域を自らの手で守ろうという不法投棄監視等の活動に対し、参加協力。 製紙関係業界;滋賀県他において、4件実施。毎月、6月及び12月。 鉄リサイクル関係業界;埼玉県において、1件実施。年2回。 車体関係業界;神奈川県他において、2件実施。6月及び10月。	

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
35	国土交通省	В	新潟港湾·空 港整備事務所 他全国2ヵ所 (四日市港湾 事務所·別港湾·空港整 備事務所)	海岸パトロール	通年	新潟西海岸、 他全国2か所 (津松坂港海 岸·別府港海 岸)	職員による毎週1~2回のパトロールの際、不法投棄の有無も確認している。ゴミの処分は県や 市に依頼	所潟県、新潟 5
36	国土交通省	В	海上保安庁	海上環境事犯の監視・取締り	通年	全国	不法投棄等の海上環境事犯の撲滅に向け、巡視船艇・航空機により監視・取締りを実施。	
37	環境省	В	環境省	不法投棄ホットライン	通年	全国	産業廃棄物の不法投棄などの情報を国民から直接受ける窓口として、環境省に通報専用のメールボックス及びFAXを設置。受付けた情報は都道府県等に連絡し、対応を依頼。	
38	環境省	В	環境省地方環 境事務所等	不法投棄早期対応システム	通年	王国	地方環境事務所等にGPS(衛星利用測位システム)とデジタルカメラの機能を備えたPDA(携帯情報端末)を配備し、不法投棄等の現場の位置情報、デジタル画像情報及び文字情報をリアルタイムに送信できるシステムを整備。収集した情報を都道府県等に提供すること等により、不法投棄等が深刻化する前に原因者の発見や早期処理等につなげる。	
39								
40	環境省	В	環境省地方環 境事務所、都 道府県等	産業廃棄物運搬車両路上検査	通年		産業廃棄物収集運搬車両を対象に、車両表示及び書面の備え付け状況等について路上調査 を実施。	
41	環境省	В	環境省地方環 境事務所、都 道府県等	監視活動(スカイパトロール・シーパトロール等)の実施	通年	全国各地		『道府県等、 事上保安庁 等
42	環境省	В	高松事務所 他8か所	屋島地区不法投棄防止啓発活動	6月5日	高松市屋島地 区	高松市、警察等と連携して瀬戸内海国立公園屋島地区周辺の不法投棄監視のためのパトロールを実施。 回収した廃棄物については、高松市において不法投棄実行者の特定を行って当該実行者より処理費用を徴収。 併せて、高松市において不法投棄箇所に不法投棄禁止啓発看板を設置。	
43	警察庁	С	都道府県警察	広報啓発活動	通年	全国	廃棄物の不法投棄・不法焼却等の未然防止を図るための看板の設置等。	
44	総務省	С	総務省消防庁	秋季·春季全国火災予防運動	秋季:11月9日 ~15日、春 季:3月1日~7 日		毎年春と秋の2回、全国火災予防運動を実施し、可燃物を放置しないことや、夜間にゴミを出さない等の地域全体で取り組む放火火災防止対策を推進。また、地域における老朽化消火器の一斉回収等の取組みなど消火器のリサイクルを推進。	
45	農林水産省	С	農林水産省	農地と担い手を守り活かす運動(再 掲)	通年	全国	・農地の違反転用や不法投棄を防止するためのリーフレットを作成し、市町村等において、これらを活用した違反転用・不法投棄防止に向けた啓発を実施。 ・遊休農地の解消や農地の無断転用防止等を図る観点から、「農地パトロール月間」(原則8月~11月)を設定する等して農業委員会による農地パトロールへの集中的な取組を推進。	

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
46	経済産業省	C	関連業界団体	啓発活動支援事業	通年	全国	以下の業界団体等は、廃棄物の不法投棄防止、3 R推進等に関する普及啓発活動を実施。 スチール缶リサイクル協会; ・神奈川県平塚市平塚ビーチパーク、長崎県長崎市出島周辺及び京都市京都駅八条口周辺において、上記清掃活動と合わせ、美化啓発活動を実施。平塚市は5月28日、長崎市は7月30日、京都市は9月12日に実施。 日本鉄リサイクル工業会; ・環境美化ポスターを年初に作成し、会員企業へ配布。・3 Rの最先端事業の学習等を実施。9月4~5日に実施。 パソコン3 R推進センター; ・全国の主要都市で開催される環境関係の展示会等(ごみゼロ推進全国大会、環境フェア、環境フェスティバル、エコプロダクツ等11箇所)において、パソコンの回収・資源化についてPRを実施。6月、8月、10月他。・パソコンの回収・資源化に関するパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施。・パソコンの回収・資源化に関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施。・パソコンの回収・資源化に関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施。・パソコンの回収・資源化に関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。毎年度後半に実施。・パソコンの回収・資源化に関する広告を雑誌に掲載。3月実施。カス関係業界; 広島市において、PRを9件実施。6月。 製紙関係業界; 新潟県他において、小学生の工場見学を1件実施。8月。 鉄リサイクル関係業界; 埼玉県他において、小中学生等の工場見学を2社が随時実施。 車体関係業界; 東京都において、キャンペーンを実施。11月。	
47	環境省	С	北海道地方環 境事務所	廃棄物処理業者等への啓発活動	通年	管轄区域内	廃棄物の不法投棄を撲滅するための啓発資材を作成し、関係団体と連携して、事業者等に配 布。	北海道、札幌 市、旭川市、 函館市
48	環境省	С	近畿地方環境 事務所	不法投棄撲滅キャンペーン	5月11日~7月 29日	管内主要駅頭 等14か所	不法投棄防止の啓発グッズ(うちわ)を制作し、管内関係府県市と連携して、主要駅頭又はイベント会場において配布。	関係府県市
49	環境省	С	九州地方環境 事務所	不法投棄撲滅ロゴマークによる啓 発事業	通年	管轄区域内	九州・沖縄地域において、国や地方公共団体、産業廃棄物協会が取組の相乗効果を得ることを目的として、不法投棄撲滅のロゴマークを用いた啓発事業を展開。18年度は当該ロゴマークを公募により決定したほか、ステッカーを作成・配布。	九州・沖縄地 域の地方公共 団体、産業廃 棄物協会
50	国土交通省	C, D	各高速道株式 会社	SA、PAへの一般ごみ持込防止策	通年	全国の高速道 路のSA、PA		
51	国土交通省	C′ D	国土交通省	建設リサイクルの推進	通年	全国	建設副産物に関する排出抑制、分別解体、再資源化·縮減、適正処理を推進するため、建設リサイクル法、建設リサイクル推進計画2002、適正処理推進要綱等について実施。	
52	環境省	C′ D	環境省地方環 境事務所	3 R推進大会	8~12月	全国各地	国民の3R推進に対する理解と協力を求めるため、各種啓発活動やPR活動を実施。	都道府県等、 関係団体
53	環境省	C, D	環境省地方環 境事務所	各種普及啓発イベントへの参加	通年	全国各地	都道府県等、関係団体が主催する住民や事業者向けの普及啓発イベント等に環境省地方環境 事務所が参加。	都道府県等、 関係団体

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
54	環境省	C′ D	中部地方環境 事務所	中部エコライフフェアにおける普及 啓発	6月	名古屋市	中部地方環境事務所で開催した「中部エコライフフェア2006」において、3Rや廃棄物の適正処理の推進についてもPR等を行った。	管内地方公共 団体等
55	環境省	C、D	高松事務所	もったいないバッグ推進キャンペー ン	6月4日	高松市	3Rの推進を図るため、高松市内のスーパーにおいてマイバッグの使用を促すキャンペーンを実施するとともに、買物客を対象にレジ袋の使用を減らすための方策等についてのアンケートに答えてくれた人にはもったいないバッグ(レジかごバッグ)をプレゼント(高松事務所長も参加)。	NPO「グリーン コンシュー マー高松」
56	環境省	C、D	九州地方環境 事務所	「環境の日」イベント	6月4日	管轄区域内	熊本市の「びぶれす広場」において、ごみの減量や不法投棄撲滅等の啓発事業を実施。	
57	国土交通省	C、E	新潟港湾・空 港整備事務所 及び四日市港 湾事務所	看板設置	H19. 3予 定、 7月	新潟港西港 区、 津松阪 港津地区海岸 保全区域	不法投棄がたびたび繰り返されている箇所に警告看板を設置予定(看板発注済み) 管理している海岸保全区域各地に、ゴミ不法投棄をなくすための呼びかけ看板を設置	
58	国土交通省	C、E	海上保安庁	海洋環境保全のための指導·啓発 活動	通年	全国	海事・漁業関係者に対する廃棄物の適正処理等の指導及び一般市民を対象とした海洋環境保全教室を行うなどの啓発活動を実施。	
59	環境省	C、E	環境省地方環 境事務所	都道府県等主催のセミナー等への 講師派遣	通年	全国各地	管内各団体が開催する、レジ袋削減や不法投棄対策等に関するセミナー / 研修会 / シンポジウム等に際し、担当職員を派遣し、不法投棄対策等に関する取組状況等について講義。	各種
60	農林水産省	D	農林水産省	容器包装リサイクル法制度円滑化 推進事業	通年	全国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る制度の円滑な運用を図るため、法制度見直し内容についての普及啓発を行うとともに、ただ乗り事業者対策の強化、事業者及び消費者へのリターナブル容器の利用推進、中小零細が多い関連事業者に対する容器包装の排出抑制等の取組の促進を行った。	
61	農林水産省	D	農林水産省	食品資源循環形成推進事業	通年	全国	食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制や、資源としての再生利用を促進するため、第3者機関による優良な食品リサイクルの取組を認証する仕組みを検討するとともに、食品リサイクル法に関する講習会の開催、パンフレットの作成・配布等により、食品関連事業者及び国民の発生抑制やリサイクルに対する意識向上を図った。	
62	経済産業省	D	経済産業省は じめ8府省	リデュース・リユース・リサイクル推進月間	10月	全国	3Rに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称:3R推進月間)」と定め、広く普及啓発活動を実施	
63	経済産業省	D	経済産業省	3 R 教育推進展	10月10日から20日	東京都	事業者や消費者といった各主体により取り組まれている、3Rを促進しようとする様々な活動から 優良事例を広く紹介することにより、3R活動の普及啓発の活動の輪を更に広めるため、パネル 展示を開催	
64	経済産業省	D	内閣府	環境にやさしい買い物キャンペー ン	10月	全国	日常的な行動である「買い物」において、「マイバッグの持参」、「環境に配慮した商品の購入」等の行動の実践により、環境に配慮した生活・経済活動を促進する	経済産業省、 環境省
65	経済産業省	D	経済産業省	改正容器包装リサイクル法説明会	12月~1月	全国	排出抑制に向けた新たな措置等が盛り込まれた改正容器包装りサイクル法の趣旨及び内容に ついて周知を図るため、事業者、消費者等を対象とした説明会を全国各地で行うなど、普及啓 発を実施	
66	経済産業省	D	北海道経済産 業局 他2経済 産業局	3 R 広報活動	10月	北海道 他2県	3 R推進月間に合わせて各リサイクル法のパネル展示等の普及啓発活動を実施	関係団体

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
67	経済産業省	D	環境デー名古 屋実行委員会 他	名古屋市消費者フェア2006 他4 件	9月17日 他	愛知県 他	3Rに係る普及・啓発活動	中部経済産業局(後援)
68	国土交通省	D	国土交通省国 営昭和記念公 園事務所他1 6箇所	園内リサイクルの取組	通年	全国16箇所	剪定や刈り込み、伐採等で発生した木本類について、破砕機を用いてチップ化し、園路舗装材などへ活用するとともに、芝刈りや除草で発生した草本類について、破砕後に発酵分解し、土壌改良材として活用するなどの取組の実施。	
69	国土交通省	D	東北地方建設 副産物対策連 絡協議会	建設リサイクル推進奨励表彰	10月31日	宮城県仙台市	東北地方において建設事業に関わる3Rの推進に率先して取り組み、且つ顕著な実績を上げている者への表彰。	東北地方整備 局、東北農政 局、東北6県、 仙台市、その 他関係団体
70	環境省	D	近畿地方環境 事務所	我が家の環境大臣地方イベントin 京都	6月20日~22 日		3Rにかなったふろしきの包み方、レジ袋に替わるふろしきの活用法についての体験、 環境 紙芝居により水筒と買い物袋の使用を啓発、 エコファミリーレポートで環境大臣賞を受賞した 作品(ゴミ調べ表 ゴミ分別新聞、靴下製造時の廃棄物を利用した「指編み」の原料)の展示を 行い、特にふろしきの体験を受け、アンケートに応じた来場者にエコバッグを進呈。	(財)京都市環境事業協会、 NPO法人環境カウンセラーズ京都、ふろしき研究会
71	環境省	D	環境省	環境白書を読む会	6月28日	神戸市	同会終了後、出席者にエコバッグを進呈、廃棄物対策のパンフレット類を配布。	
72	環境省	D		平成18年度循環型社会形成推進 事業	11月11、12日	コンベックス岡山(岡山市)	関係行政、団体、市民が、ごみ問題に関する知識・経験を交換し、自6のライフスタイルを見直す機会を提供することにより3Rの推進を図るため、風呂敷教室、パネル展示等を実施。	
73	環境省	D	環境省	容器包装に係る3R推進事業	:1月~3月 :8月~3月	全国	容器包装の3Rの更なる推進を図るため、全国のモデルとなる容器包装の3Rの取組を推進する「容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を実施。	都道府県、市 区町村
74	環境省	D	環境省	容器包装に係る3R推進事業	8月~3月	全国	容器包装の3Rの更なる推進を図るため、全国のモデルとなる容器包装の3Rの取組を推進する「容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を実施。	都道府県、市 区町村
75	国土交通省	D、E	全ての地方部 局	河川及び海岸工事等において発 生する産業廃棄物の3R、適正処理 の指導	通年	全一級水系の 直轄管理区域 内	河川及び海岸工事等において発生する産業廃棄物について、3Rの推進、適正処理の実施に 関する指導を徹底。	工事受注企業
76	総務省	E	総務省	「電波利用センサを用いた不法投棄監視システムの実現に向けた調査検討会」の開催	8月~3月	沖縄管内	電波利用センサ(ミリ波レーダー)を用いた不法投棄監視システムの実用化に向けて、システムの試作、技術試験等の検討を行うため、「電波利用センサを用いた不法投棄監視システムの実現に向けた調査検討会」を開催。同調査検討会では、次の事項について検討を行い、不法投棄監視システムを実用配備するに当たっての改修点や実現性、実用化に向けた課題等を整理し、報告書として取りまとめる。 (1)電波利用センサ(ミリ波レーダー)の基本性能の測定と技術的検討(2)試作システムの模擬環境試験、実地環境試験と技術的検討(3)実用化への課題の検討	自治体(県、 市)その他関 係団体
77	農林水産省	E	農林水産省	農業用使用済廃プラスチック適正 処理推進協議会の設置	通年	全国	農業から排出される廃ビニールについて不法投棄を防止し、リサイクルを基本に適正処理を行うため、地域ブロック(国)、都道府県、市町村段階での協議会を設置し、組織的な回収・処理を図る。	(社)日本施設 園芸協会

No.	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
78	農林水産省	Е	農林水産省	環境と調和のとれた農業生産活動 規範(農業環境規範)の普及	通年	全国	平成17年3月に農業者が環境保全に向けて、最低限取り組むべき事項を取りまとめた「環境と調和のとれた農業生産活動規範(農業環境規範)」を策定・公表。この中で、廃棄物の適正な処理・利用や、環境関連法令への適切な対応について規定。本規範の普及・定着を進めるため、補助事業への要件化等の関連づけを実施。	
79	農林水産省	Е	農林水産省	地域特性に応じた環境保全型農業 生産システムの確立	通年	全国	生産現場の環境データや生育状況等に基づいた生産管理を行うために、小型モニタリング・ロボット「フィールドサーバ」が開発されており、この画像モニタリング機能を利用して圃場のごみ不法投棄を監視することが可能。 さらなるコストダウンと小型化に向けて改良を行った。	
80	国土交通省	Е	多くの河川·ダ ム関係事務所	協議会等の開催	随時	事務所管内	不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速·的確な対応を図るため、管内の自治体などと情報交換を行う協議会等を開催。	管内の自治 体、警察、市 民団体など
81	国土交通省	Е	国土交通省	協議会等への参加	通年	全国	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などが主催する不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るために関係者が情報交換を行う協議会等に参画。	
82	国土交通省	E	国土交通省関 東地方整備局 等 他8ヶ所	舟艇利用振興対策会議等の開催	年1~2回(関 東地方整備局 では1月25日 に開催)	管轄区域内	プレジャーボートの適正な係留・保管対策の推進にあたっては、各地域の実情に即した地域単位での取り組みが重要であるとの認識のもと、地方整備局と地方運輸局が共同で地方自治体等関係者との情報の共有体制及び各種施策の実施にあたっての協調体制を確立するため会議を開催。	
83	環境省	Е		都道府県等産業廃棄物行政担当 者研修	通年	全国各地	不法投棄等の未然防止と、不法投棄発覚時における行政の早期対応を図ることを目的に、都道 府県等の産業廃棄物行政担当者を対象に、セミナー・意見交換会を実施。	
84	環境省	E	環境省地方環 境事務所、都 道府県等	廃棄物不適正処理事案に係る現 地調査	通年	管轄区域内	生活環境保全上緊急な対応が必要な事案について、都道府県に対して指示を行うための現地 調査を実施する。それ以外に、不法投棄等の現状把握等のため関係地方公共団体が行った事 案の状況確認、現地調査に協力した。	
85	環境省	E	都道府県等、 関係団体	各種連絡協議会·検討会等への参加	通年	全国各地	不法投棄対策等について各地域内における関係機関の協力連携を図ることを目的として設置された連絡協議会に地方環境事務所が参加。 都道府県等における不法投棄事案への対策等について検討することを目的とした検討会等に 環境省地方環境事務所が参加。	環境省地方環 境事務所、都 道府県等
86	環境省	E	近畿地方環境 事務所	中部・近畿・中国四国不正軽油・硫酸ピッチ対策関係府県市会議	10月4日	近畿地方環境 事務所	畿17府県市で構成)不法投棄対策部会の共催により、不正軽油製造・硫酸ビッチに係る広域的な情報共有と対策に係る実務的な意見交換を目的として開催。(40府県市出席)	近畿ブロック 産業廃棄物処 理対策推進協 議会不法投棄 対策部会
87	環境省	E	近畿地方環境 事務所	播磨灘海洋投棄問題連絡協議会 の共同開催	通年	管轄区域内	播磨灘海域におけるがれき類等の海洋投棄事案の防止対策を講ずるため、兵庫県及び大阪府と共同で、連絡協議会を開催。なお、同会議には、海上保安庁及び関係市も参画。	

No	府省庁名	区分	主催者	事業名等	実施期日等	場所	事業(支援)概要	共催· 協力団体
88	環境省	E	中国四国地方環境事務所	瀬戸内海海ごみ対策検討会	通年		瀬戸内海沿岸自治体等が、長年取り組みながら根本的解決策を構築できなかった瀬戸内海海 ごみ問題について、各地域・区域の管理責任、費用負担問題を踏まえつつ、関係自治体等が 自主的に講じ得る発生抑制策等を見出すための組織として検討会を設置。平成18年度中に、海ごみ問題に関する第一次報告書を公表するとともに、海ごみ問題に関する普及啓発用パンフレットを作成・配布し、関係行政を支援。・平成18年3月14日:第1回検討会開催(参加機関との間で海ごみ問題意識の共有・実態把握専門部会設置)・平成19年2月7日:第2回検討会開催(瀬戸内海海ごみ実態に関する第一次報告、回収処理専門部会及び発生抑制専門部会設置) *平成18年度中に、実態把握専門部会を3回開催(他、海底ごみ実態調査を実施)し、第一次報告書を取りまとめ *平成18年3月中に、回収処理専門部会及び発生抑制専門部会の第一回会合を開催予定	管内都道府県 等
89	環境省	E	環境省	電子マニフェスト普及促進事業	通年	全国	及率を50%にするという「IT新改革戦略」の目標達成に向け、電子マニフェストの使用を排出事業者、産業廃棄物処理事業者に強力に働きかける。	(財)日本産業 廃棄物処理振 興センター、 (社)全国産業 廃棄物連合会